漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則(令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。)第4条第1項第14号に掲げる小型いか釣り漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和5年12月15日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の	船舶の	推進機関の	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の	備考
	認可をすべき	総トン数	馬力数				認可を申請すべき期間	
	船舶等の数							
小型いか釣り漁業	1隻	5トン以上	定めなし	青森県沖合海域	5月21日から	次のいずれにも該当する	令和5年12月15日から	1 許可及び起業の認可の有効期間は、許可日から令和6
(するめいか)		30 トン未満			翌年1月31日まで	ものとする(ただし、平成	令和6年1月15日まで	年1月31日までとする。
						2年度から平成4年度ま		2 規則第14条第1項第4号の対象とする。
						でに実施した中型いかつ		3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。
						り漁業生産構造再編推進		(1)船橋楼両側面の上部に別記様式による標識を表示す
						事業並びに平成 12 年度及		ること
						び平成 13 年度に実施した		(2)東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯
						中型いかつり漁業構造再		台中心点を結ぶ直線以西の日本海の海域で操業する場
						編対策事業による減船者		合、めばる刺し網漁業及びさめ刺し網漁業の漁具の敷
						並びにその者が実質上当		設中は、その漁具から 500 メートル以上離れて操業し
						該漁業の経営を支配する		なければならない
						に至るおそれがある者を		(3)太平洋海域で操業する場合、むつ小川原港の港域に
						除く)		おいては操業してはならない
						1 青森県内に住所を有		
						する者		
						2 青森県知事の登録を		
						受けた漁船の使用者(た		
						だし、起業の認可の申請		
						に限り青森県知事の登		
						録を受ける予定の漁船		
						の使用者)		